

『せたな青少年旅行村』の指定管理者の公募について

せたな町では、「せたな青少年旅行村」の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法第244条の2第3項及びせたな町青少年旅行村条例第16条の規定に基づき、指定管理者の指定を受けようとする法人及び団体を公募します。

指定期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間としており、申込者は、申込書のほか事業計画書や収支計画書などの必要な書類を提出していただきます。提出していただいた書類等での内容を指定管理者選定委員会に諮り、最も適切に施設の管理を行うことができると認められる団体を選定します。選定された団体は、議会の承認を経て指定管理者として指定されることになります。

1. 施設の概要等

施設の名称	せたな青少年旅行村
施設の所在地	せたな町瀬棚区西大里11番地
設置目的	青少年の健全な旅行の推進と余暇利用の活動促進を図ること
施設の概要	・管理棟 鉄筋コンクリート造一部鉄骨1階建 1棟 167㎡ ・ケビン 木造1階建 49㎡、4人用4棟 ・ケビン 木造1階建 64㎡、6人用2棟 ・バンガロー 木造1階建21㎡、3人用3棟 ・その他の施設 駐車場、倉庫、テントサイト、その他付属施設一式
施設開館期間	4月1日から10月31日（7カ月）
施設開館時間	キャンプ 午後1時00分から翌日午前10時 レクリエーション 午前9時から午後5時

2. 申込の手続等に関する事項

(1) 募集要項の配布方法

せたな町役場（本庁）まちづくり推進課商工労働観光係で下記申込受付期間及び受付時間で配布します。

(2) 申込受付期間及び受付時間

- ① 受付期間 令和6年12月26日（木）から令和7年1月31日（金）まで
- ② 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土、日、祝日、年末年始の休日を除く）
- ③ 申込書の提出先及び問い合わせ先 せたな町役場（本庁）まちづくり推進課商工労働観光係
住所 〒049-4592 久遠郡せたな町北檜山区徳島63-1
TEL 0137-84-5111、FAX 0137-84-4657

【参考】令和6年度の当施設は、業者委託により管理運営しており、令和7年度が指定管理初年度となります。